

申告の準備はお早めに!



年末が近づいてくると、申告に必要な書類(控除証明書)等が送られてきますので、大切に保管しましょう。また、申告に関する説明会や相談会、国税庁のホームページを活用するなど申告に向けて早めに準備することが肝心です。

今回はマイナンバー制度の普及に伴い、源泉徴収票等の年末調整関係書類への記載の留意点および税制改正に関する説明も行いますので、ぜひご活用ください。

説明会・相談会

■ 年末調整等説明会

給与の支払者(源泉徴収義務者)の方々を対象に、年末調整の説明会を開催します。年末調整は、給与以外に所得がない方にとって、確定申告に代わる重要な手続きです。

と き ● 11月18日(金)

【用紙配布】午後1時~1時30分 【説明会】午後1時30分~4時

ところ ● 香取市佐原文化会館

※都合がつかない方は、11月17日(木) 午後1時30分~4時

香取市小見川市民センター「いぶぎ館」でも開催しています。

■ 千葉県税理士会佐原支部による『税の無料相談会』

と き ● 11月14日(月)・15日(火) 午前10時~午後3時

ところ ● ショッピングモールサワラシティ 1階特設会場(香取市佐原ホ 1236)

共通お問合せ ● 佐原税務署 ☎ 0478-54-1331

税に関する情報は国税庁ホームページでも確認できます



年末調整や確定申告に必要な書類

■ 『国民年金保険料控除証明書』

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・町県民税などの社会保険料控除の対象となりますが、1年間に納付(納付見込みを含む)した保険料を証明する書類の添付が必要となります。11月上旬に日本年金機構から『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』(ハガキ)が送付されます。

お問合せ ● 住民課国保年金係 ☎ 76-5405

佐原年金事務所 ☎ 0478-54-1442

■ 『源泉徴収票』

給与や年金は支払われる金額等によっては所得税が給与等から天引きされることがあります。12月から翌年1月頃にかけて1年間に支払われた給与・年金額、源泉所得税額が記載された書類が年金機構や勤務先から送付されます。

■ 『本人確認書類』

今回の申告からマイナンバーの記載が必須になり、納税者の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。また、納税者のマイナンバー以外にも控除対象配偶者や扶養親族・事業専従者についても記載が必要です。本人確認書類の添付は不要ですが、納税者がマイナンバーを確認して記載してください。

〈納税者の本人確認書類〉

個人番号カードをお持ちの方

・ 個人番号カードのみ



個人番号カードをお持ちでない方

・ 通知カード
・ マイナンバーが記載された住民票
・ 住民票記載事項証明書
などのうちいずれか1つ

・ 運転免許証などの写真付き身分証明書
・ 公的医療保険の被保険者証
などのうちいずれか1つ

お問合せ ● 税務課課税係 ☎ 76-5402

あなたの財産を守る制度です

誰もが安心して暮らせる社会を目指して ~ 成年後見制度 ~

急速に進む高齢社会。一人暮らしや、認知症高齢者の数が増えるなかで、「自己決定(自らの意思と行動)の尊重」と「本人の保護」との調和を理念とした成年後見制度の、より一層の有効活用が求められています。



成年後見制度って?

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方の不動産や預貯金などの財産を管理し、よく分からないうちに自分に不利益な契約を結ばされるような悪徳商法などの被害から守るため、法律的に支援する制度です。

法定後見制度

家庭裁判所によって、援助者として選ばれた成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が、本人を代理して契約や財産管理等の法律行為などを行います。

任意後見制度

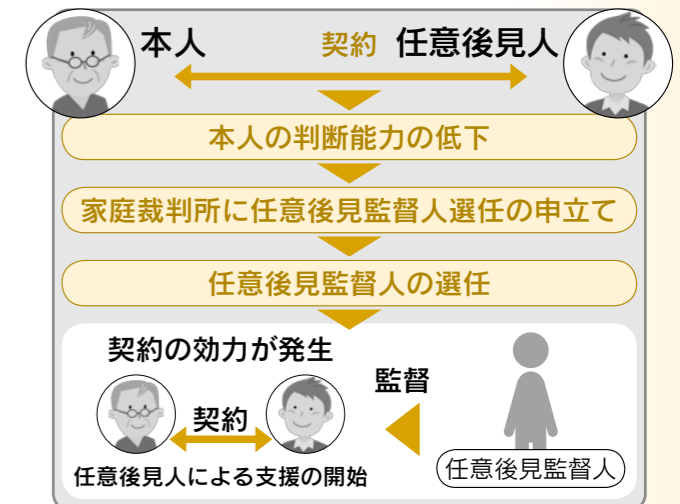
本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関することなど、どのような支援をってもらうかを契約(任意後見契約)により決め、公証人の作成する公正証書によって契約を結びます。

「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の実情に応じた利用ができます。

保護と支援

判断能力が不十分

- 財産の管理
- 遺産分割協議
- 契約をする時など



地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置されており、その各職種の立場から高齢者や障害者の暮らし全体を支えるために必要な支援を行っています。認知症に関することはもちろん、介護に関する相談、介護予防や成年後見制度などさまざまな相談に対応します。

お問合せ ● 地域包括支援センター ☎ 70-6111